

飯能市専任特例監理技術者等の配置に関する試行要領

(趣旨)

- 1 この要領は、飯能市が発注する建設工事（以下「工事」という。）における建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例監理技術者」という。）及び同項第2号に規定する監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専任特例監理技術者の配置を認める要件)

- 2 専任特例監理技術者を配置する場合は、次に掲げる専任特例監理技術者の区分に応じて、それぞれに定める要件を満たさなければならない。

(1) 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける監理技術者

- ア 工事の設計金額が税込1億未満であること。
- イ 監理技術者と連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を配置すること。
- ウ 土木一式工事の場合における連絡員は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。
- エ 他の工事現場との距離が1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、他の工事現場への移動時間が2時間以内であること。
- オ 下請次数が3を超えていないこと。
- カ 監理技術者が情報通信技術を利用する方法により、工事現場の施工体制を確認するための措置を講じていること。
- キ 人員の配置を示す計画書を作成し、落札候補者となった時点で発注者へ提出すること。
- ク 監理技術者が兼務する工事が市内で施工され、かつ、国又は地方公共団体が発注したものであること。
- ケ 監理技術者の配置に関し、技術リーダー制度を用いていないこと。

(2) 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者

- ア 工事の設計金額が、税込2億円未満であること。
- イ 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- ウ 監理技術者補佐が、1級の技術検定の第1次検定に合格した者（1級施
あああ工管理技士補）又は1級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実
あああ務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
- エ 監理技術者補佐が、配置される工事の業種に係る主任技術者の資格を

有すること。

オ 監理技術者補佐が、公告日又は指名日において受注者と 3 か月以上の直接的な雇用関係にあること。

カ 監理技術者が兼務する工事が市内で施工され、かつ、国又は地方公共団体が発注したものであること。

キ 監理技術者が、施工における主要な会議への参加、現場の巡回、主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

ク 監理技術者と監理技術者補佐の間に常に連絡が取れる体制であること。

ケ 監理技術者補佐が担う業務等が明らかであること。

コ 監理技術者の配置に関し、技術リーダー制度を用いていないこと。

(同一の特例監理技術者が兼務できる工事の数)

3 同一の特例監理技術者が兼務できる工事の数は、2 件までとする。

(提出書類)

4 受注者は、専任特例監理技術者、監理技術者補佐又は連絡員の配置を行う場合は、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するとともに、施行計画書に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 2 月 6 日から施行する。